

「総合事業 通所介護相当サービス」重要事項説明書
（総合事業デイサービスセンターさえずり）

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（指定第2774902007号）
指定：富田林市、堺市、大阪狭山市

当事業所はご利用者に対して指定総合事業通所介護相当サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者の概要
2. ご利用事業所の概要
3. 事業の目的と運営の方針
4. 提供するサービスの内容
5. 営業日時
6. 事業所の職員体制
7. サービス提供の担当者
8. 利用料
9. 緊急時における対応方法
10. 事故発生時の対応
11. 苦情相談窓口
12. サービスの利用にあたっての留意事項
13. 非常災害対策
 - ・重要事項説明附則文書
 - ・署名、捺印

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業・通所介護相当サービス 重要事項説明書

あなた（利用者）に対する第1号通所事業・通所介護相当サービス（以下「通所介護相当サービス」という。）の提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 天寿会
主たる事務所の所在地	〒587-0022 大阪府堺市美原区平尾1938番地1
代表者（職名・氏名）	理事長 網田 隆次
設 立 年 月 日	平成元年2月8日
電 話 番 号	072-363-1555

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンターさえずり	
サ ー ビ ス の 種 類	通所介護相当サービス	
事 業 所 の 所 在 地	〒584-0079 大阪府富田林市五軒家1丁目25-10	
電 話 番 号	072-365-5200	
指定年月日・事業所番号	令和6年4月1日指定更新	2774902007
利 用 定 員	定員40人	
通常の事業の実施地域	富田林市、堺市、大阪狭山市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、自立支援に資するサービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

通所介護相当サービスは、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ※祝日（お盆）も営業しております。 ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	9時00分から18時00分まで
サービス提供時間	9時30分から17時00分まで ① 時間延長は、行っておりません。

6. 事業所の職員体制

令和7年4月1日現在

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 1人、 非常勤 2人
看護職員	常勤 0人、 非常勤 4人
介護職員	常勤 6人、 非常勤 4人
機能訓練指導員	常勤 1人、 非常勤 0人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は、下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 荒木 智子
管理責任者の氏名	管理者 古岡 勉

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

【基本部分：通所介護相当サービス】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援1	18,465円（1月につき）	1,847円	3,693円	5,540円
事業対象者 要支援2	37,187円（1月につき）	3,719円	7,438円	11,157円
事業対象者 要支援1	4,477円（1回につき） （1月の中で全部で4回までのサービス）	448円	896円	1,344円
事業対象者 要支援2	4,590円（1回につき） （1月の中で全部で8回までのサービス）	459円	918円	1,377円

- (注1) 上記の基本利用料は、市町村介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱で定める額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- (注2) 富田林市以外の他市町村に住所をお持ちの方に関しては、市町村によって地域単価や内容が異なるため別紙料金表をご覧ください。

【加算：通所介護相当サービス】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）		加算額			
			基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
若年性認知症 受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合		2, 4 6 4 円	2 4 7 円	4 9 3 円	7 4 0 円
サービス提供体制 強化加算（1）	別に厚生労働大臣 が定める基準に適 合している場合	要支援1	9 0 3 円	9 1 円	1 8 1 円	2 7 1 円
		要支援2	1, 8 0 7 円	1 8 1 円	3 6 2 円	5 4 3 円
介護職員 処遇改善加算 I	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合 ※（注3）		加算 I は、1 月 の利用料金（基 本部分＋各種加 算減算）×9.2%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割

（注3）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（2）その他の費用

延長料金	延長サービスは行っておりません。
食 費	食事の提供を受けた場合（おやつ代含む）、1 回につき <u>6 5 0 円</u> の食費をいただきます。
通常の事業実施区域外への 送迎	通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との送迎費用として、下記料金をいただく場合がございます。 料金：事業実施地域を1 キロメートル超える毎に1 0 0 円
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、1 回につき <u>1 0 0 円</u> の実費をいただきます。 尿取りパッドの提供は、1 枚につき <u>3 0 円</u> の実費をいただきます。
理容・美容	月に2回、理美容師の出張による理髪サービス（調髪・顔そり・洗髪・染髪）をご利用頂けます。 料金：カット&ブロー2,200円、顔そり600円、シャンプー600円 パーマ6,700円、毛染め4,500円
複写物の交付	ご利用者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。 複写物を必要とする場合には実費でご負担いただきます。1 枚につき10円
そ の 他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。 ※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただく場合がございます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、通所介護相当サービスの月単位の利用料の場合は定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日までに申し出あり	無料
利用予定日の当日までに申し出なし	当日の利用料金（自己負担相当額）

(4) 支払い方法

上記（１）から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、30日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は翌営業日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。 （集金代行機関名） 三菱UFJニコス ※手数料は法人負担
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は翌営業日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 関西みらい銀行 美原さつき野出張所 普通口座0018314
現金払い	サービスを利用した月の翌月の <u>27日</u> までに、現金でお支払いください。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施しています。
- (4) 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置いています。

虐待防止に関する責任者	管理者 古岡 勉
-------------	----------

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 成年後見制度の利用を支援します。
- (7) 苦情解決体制を整備しています。
- (8) 介護相談員を受け入れます。

10. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶこと

が考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 1. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1 2. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

1 3. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2. 施設は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。

(1) 転倒について

高齢者は普段の日常生活においても転倒して骨折等の負傷をされることが稀ではありません。施設内でも同様のことが起きる事があります。職員の見守りには限界があり、これらの事故を皆無にする事は出来ない状況です。この点もご理解をお願い致します。

(2) 病気の発症について

脳卒中や心筋梗塞等はしばしば突発します。施設利用中に発症があれば協力医療機関等への入院等、最善の対応をさせていただきますが、発症そのものを防ぐ事は多くの場合できません。この点もご理解をお願い致します。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (ハシオホケンセンター)
保険名	介護保険・社会保険事業者総合保険
保障の概要	対人対物事故・管理財物・使用不能・人格権侵害・経済的損害・対人見舞費用

1 4. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	苦情受付担当者：相談員 上田 敏也 苦情解決責任者：施設長 古岡 勉 受付時間：月曜日～土曜日 9:00～18:00 所在地：大阪府富田林市五軒家1丁目25-10 電話番号：072-365-5200
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	富田林市 高齢介護課	電話番号 0721-25-1000
	堺市 長寿社会部 介護保険課	電話番号 072-228-7513
	大阪狭山市 高齢介護グループ	電話番号 072-366-0011
	大阪府国民健康保険団体連合会	電話番号 06-6949-5418

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。
 - ご利用者本人で管理されている所持品（貴重品を含む）が紛失した場合には、一切責任を負いません。なお、デイサービスをご利用される場合、お酒・お餅・食品衛生上生ものの食品等（お菓子類も含む）の持ち込みは、ご遠慮ください。また、持ち込まれた場合には、必ず連絡して下さい。（食事量等を把握しているためです）
 - * 他のご利用者や職員等へのお心使いもご遠慮ください。
 - （病状では、食事制限等で禁止されている方もいるため）
 - * 食中毒などの時期によっては、一切の持ち込みを禁止させていただく場合がございます。ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。
 - 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
 - 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

- 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

16. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 施設長 古岡 勉 ）
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回 4月・11月）

17. 衛生管理等

- ① 通所介護相当サービスの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(附則)

この重要事項説明書は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この重要事項説明書は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この重要事項説明書は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この重要事項説明書は平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この重要事項説明書は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この重要事項説明書は令和元年 10 月 1 日から施行する。

この重要事項説明書は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この重要事項説明書は令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この重要事項説明書は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この重要事項説明書は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所	所在地	大阪府堺市美原区平尾 1938 番地 1	
	事業者（法人）名	社会福祉法人 天寿会	
	代表者職・氏名	理事長	網田 隆次
	施設名	(総合事業)デイサービスセンターさえずり	
	所在地	大阪府富田林市五軒家 1 丁目 25-10	
	管理者・氏名	施設長	古岡 勉 印
	説明者職・氏名	相談員	印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受けました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについて同意します。

利 用 者 住 所
氏 名 印

署名代行者（又は法定代理人）
住 所
氏 名 印

利用者との続柄